2　競争参加資格
⑴は第１号２⑴に同じ。
⑵　近畿地方整備局における暖冷房衛生設備工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶　近畿地方整備局における暖冷房衛生設備工事に係る一般競争参加資格の認定の際に、客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,100点以上であること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,100点以上であること。）。
⑷は第１号２⑷に同じ。
⑸　平成12年度以降に元請として完成し、引き渡しが完了した下記１）及び２）の要件を満たす新設の暖冷房衛生設備工事（工事種目についてのシステム一式工事。発注者は問わない。民間実績も可とする。）の施工実績（以下「同種工事の実績」という。）を有すること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、建築一式工事及び事業協同組合構成員の実績は認められない。）。
１）は第１号２⑸１）に同じ。
２）工事種目　空気調和設備（冷水管又は冷温水管を有するもの）
なお、経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）にあっては、構成員のうちの１社が平成12年度以降に元請として完成し、引き渡しが完了した同種工事の実績を有するとともに、その他の構成員が、平成12年度以降に元請として完成し、引き渡しが完了した下記３）及び４）の要件を満たす新設の暖冷房衛生設備工事（工事種目についてのシステム一式工事。発注者は問わない。民間実績も可とする。）の施工実績（以下「その他構成員の実績」という。）を有すること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、建築一式工事及び事業協同組合構成員の実績は認められない。）。
３）第１号２⑸３）に同じ。
４）工事種目　空気調和設備（冷水管又は冷温水管を有するもの）
同種工事の実績及びその他構成員の実績が国土交通省が発注した工事のうち、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
⑹　次に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者（以下「配置予定技術者」という。）を当該工事に専任で配置できること。
ⓐ　１級管工事施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有する者であること。
ⓑ　平成12年度以降に元請として完成し、引き渡しが完了した上記⑸３）及び４）の要件を満たす新設の暖冷房衛生設備工事（工事種目についてのシステム一式工事。発注者は問わない。民間実績も可とする。）の経験（以下「同種工事の経験」という。）を有する者であること（甲型共同企業体構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての経験は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、建築一式工事の経験は認められない。）。
ただし、明示した同種工事の経験に携わっていたことが確認できる工事に限る。
同種工事の経験が国土交通省の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
ⓒから⒟は第１号２⑹ⓒから⒟に同じ。
⑺から⑿は第１号２⑺から⑿に同じ。
3　総合評価に関する事項
⑴　入札に関する事項
１）「工事目的物の性能・機能の向上に関する事項」を評価項目とし、具体的には以下のとおりである。
「展示ホールにおける、空気調和設備の適正な気流・温度分布の施工方法の工夫とその効果」
２）から３）は第１号３⑴２）から３）に同じ。
⑵　提案について
１）入札説明書に記載された要求要件を実現できると認められる場合は、標準点として100点を与えるものとし、「展示ホールにおける、空気調和設備の適正な気流・温度分布の施工方法の工夫とその効果」についての評価の配点は、30とし、指定テーマの得点（素点）の合計点を技術評価点とする。
２）は第１号３⑵２）に同じ。
⑶から⑷は第１号３⑶から⑷に同じ。
4　入札手続等
⑴は第１号４⑴に同じ。
⑵　入札説明書等の交付期間及び交付方法　入札説明書等を電子入札システムにより交付する（電子入札システムの調達案件一覧中本案件の「掲載文書一覧」欄からダウンロードすること。）。交付期間は、平成27年10月16日から平成28年２月２日までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く毎日、午前９時00分から午後５時00分まで。
ただし、上記交付方法による入手ができない入札参加希望者に対しては、電子記録媒体（ＣＤ－Ｒ等）を下記１）に持参することにより、電子データにて交付するので、下記１）にあらかじめ申し出ること。
１）は第１号４⑵１）に同じ。
２）交付申込期限：平成28年２月２日正午まで。
⑶は第１号４⑶に同じ。
⑷　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法　平成27年12月21日から平成28年２月２日までの休日を除く毎日、午前９時15分から午後４時30分まで（最終日は「入札書」受付締切時刻である正午まで。ただし、利付国債の提供の場合の期限は、平成28年１月21日午後４時30分までとする。）。
〒540―8586 大阪府大阪市中央区大手前１－５―44大阪合同庁舎第１号館　近畿地方整備局総務部契約課　電話06－6942－1141㈹　持参、郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。
⑸は第１号４⑸に同じ。
１）電子入札システムによる入札の締切は、平成28年２月２日正午。
２）書面により持参の場合は、平成28年２月２日正午までに近畿地方整備局総務部契約課に提出すること。
３）郵送による入札書の受領期限は、平成28年２月２日正午（郵送による入札書の提出場所は、近畿地方整備局総務部契約課。）。
４）開札は、平成28年２月５日午前10時00分　近畿地方整備局総務部契約課入札室にて行う。
5は第１号５に同じ。
6　Summary
⑴, ⑵, ⑷, ⑹　the same with notice above (No. 1)
⑶　Subject matter of the contract : Machine Equipment Construction Work of the Exhibition Hall of Kyoto International Conference Center
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12 : 00 P.M. (noon) 2 February 2016 (tenders brought along 12 : 00 P.M. (noon) 2 February 2016 or tenders submitted by mail 12 : 00 P.M. (noon) 2 February 2016)

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
本入札公告に記載の工事は、競争参加資格確認資料（以下「技術提案」という。）を共通化できる２件の工事を対象に、一括して公告し、審査を実施する試行工事である。
本件の申請及び入札にあたっては、電子入札システムにおいて２件の工事が別々に案件登録しているので、複数の工事に参加を希望する場合は、参加を希望する工事ごとに申請書の提出及び入札が必要である。
平成 27 年 10 月 16 日
支出負担行為担当官
中国四国防衛局長　菅原　隆拓
◎調達機関番号　010　◎所在地番号　34
○第 26 号
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名
①　岩国飛行場（H27）愛宕山（運動施設地区）塁球場新設土木その他工事（その２）
②　岩国飛行場（H27）愛宕山（運動施設地区）塁球場新設土木その他工事（その１）